

## 登別市幼保一元化施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、登別市幼保一元化モデル事業基本方針（平成14年7月11日策定）に基づき施設を新設する私立幼稚園を設置する学校法人を支援するため、登別市幼保一元化施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置者 市内に幼稚園を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (2) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条又は同法附則第6条の規定により設置する幼稚園
- (3) 施設の整備 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第9条第1項及び第11条に規定する施設の新設
- (4) 協会 登別市私立幼稚園協会
- (5) 国庫補助要綱 私立幼稚園施設整備費補助交付要綱（平成11年4月1日付け文部大臣裁定）

### (補助の対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会の推薦を受けた設置者が、登別市幼保一元化モデル事業基本方針に基づき施設の整備を行う事業とする。

### (補助の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、国庫補助要綱別表1の1. 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築の表に規定する補助対象経費とする。

- 2 補助金の額は、国庫補助要綱別表2中「1. 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築」の事業区分に係る「補助対象工事費」の3分の1以内（1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で補助する。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、工事着工前までに登別市幼保一元化施設整備費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長

に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 建築工事図面
- (4) 建築工事請負契約書及び建築工事代金の積算書の写し
- (5) 学校法人等の登記簿謄本
- (6) 資金計画書
- (7) 私立幼稚園施設整備費補助金交付申請書及び交付決定通知書等の写し（国庫補助金にかかるもの）
- (8) 協会の推薦書
- (9) その他市長が特に必要と認める書類  
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときには、当該申請書の審査及び実施調査等により、申請額の算定に誤りがないか、補助対象事業の目的及び内容が適正であるか等について調査しなければならない。

2 市長は、前項の調査の結果により、事業の効果、従来の実績等を勘案して交付することが真に行政上実効があり、かつ、公益上必要があると認めたときは、交付を決定し、当該申請者に対し登別市幼保一元化施設整備費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の調査の結果、交付することが不適切と認めたときは、直ちに当該申請者に対し登別市幼保一元化施設整備費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。  
（事業実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた設置者は、当該事業の完了した日から起算して60日以内に事業実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書 収支決算額、経費の使途、収入の内容等を明らかにした書類
- (2) 事業報告書 補助事業の実施した概要、補助事業の実績及び効果を明らかにした書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の事業実績報告書が提出されたときは、当該補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、

適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、登別市幼保一元化施設整備費補助金額確定通知書（別記様式第5号）により、補助金交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要と認めるときは実地に調査し、又は関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付の時期）

第9条 補助金は、当該補助事業が確定後、補助金交付対象者の請求に基づいて交付するものとする。ただし、市長が、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適切と認めるときには、一括又は分割して交付することができる。

（補助金の請求）

第10条 設置者が補助金の交付を請求しようとするときは、登別市幼保一元化施設整備費補助金請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金交付対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- （2）補助対象事業の執行に関し、補助金の交付決定内容又はこれに付していた条件に違反したとき。
- （3）補助金の申請及び事業実績報告に虚偽その他不正な行為があったとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、補助することが不適正であると認められる事実があったとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成16年告示第75号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第171号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年度登別市幼保一元化施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年度登別市幼保一元化施設整備費補助金の交付を受けたいので登別市幼保一元化施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

補助金交付申請額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 事業予算書
- 3 建築工事図面
- 4 建築工事請負契約書及び建築工事代金の積算書の写し
- 5 学校法人等の登記簿謄本
- 6 資金計画書
- 7 私立幼稚園施設整備費補助金交付申請書及び交付決定通知書等の写し（国庫補助金にかかるもの）
- 8 協会の推薦書
- 9 その他



別記様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

登別市長 印

年度登別市幼保一元化施設整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった登別市幼保一元化施設整備費補助金の交付については、次の理由により補助しないことに決定しましたので通知します。

記

理 由

（注）この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に登別市長に対して審査請求をすることができます。

別記様式第4号（第7条関係）

事業実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け登別市指令第 号で交付の決定を受けた補助金  
について事業が完了しましたので登別市幼保一元化施設整備費補助金交付要綱第7  
条の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他関係書類

別記様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

登別市長 印

年度登別市幼保一元化施設整備費補助金確定通知書

年 月 日付け、登別市指令第 号で交付の決定をしました標記  
補助金について、登別市幼保一元化施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により、  
次のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額は、次のとおりとします。

確定額 \_\_\_\_\_ 円

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円



別記様式第6号（第10条関係）

年度登別市幼保一元化施設整備費補助金請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け登別市指令第 号で交付決定を受けた標記の補助金について、登別市幼保一元化施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 円

上記金額について次のとおり口座振込を依頼します。

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義	